



## 平成19年度から 住民税が大きく変わります

平成19年6月から、個人住民税に関して大きな改正が行われます。これにより皆さんが納めている住民税の負担額が大きく変わります。

### 国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲

個人住民税の税率が従来の5%、10%及び13%の3段階から、一律10%に統一されます。

結果として、多くの方について住民税額が増加となりますが、併せて所得税の税率の改正が行われ所得税額が減少となりますので、税源移譲前後で所得税と住民税を合わせた負担額は変わりません。

夫婦 + 子供2人：給与収入500万円の場合（配偶者及び子供収入なし）

移譲前	所得税 119,000円	住民税 76,000円
移譲後	所得税 59,500円	住民税 135,500円

➡ 「所得税 + 住民税」の 195,000円は変わりません。  
(子供のうち一人が特定扶養親族に該当、一定の社会保険料が控除されるものとして計算)

夫婦（65歳以上）：年金収入300万円の場合（配偶者収入なし）

移譲前	所得税 88,000円	住民税 49,000円
移譲後	所得税 44,000円	住民税 93,000円

➡ 「所得税 + 住民税」の 137,000円は変わりません。  
(65歳以上（配偶者は70歳未満）、一定の社会保険料が控除されるものとして計算)

### 所得税・住民税の定率減税の廃止

税源移譲による負担額の変動はありませんが、定率減税の廃止により、所得税及び住民税の負担額は増加することとなります。

定率減税の廃止による所得税及び個人住民税の増加額（年額）

給与収入	300万円		500万円		700万円		1000万円	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
夫婦子2人	0	700	11,900	5,700	26,300	14,700	68,800	20,000
独身	12,400	4,900	25,800	12,300	47,400	20,000	96,600	20,000

(夫婦子2人：子供のうち一人が特定扶養親族に該当、一定の社会保険料が控除されるものとして計算)

年金収入	250万円		300万円		350万円		400万円	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
夫婦	4,200	2,000	8,800	3,700	13,000	5,300	16,500	6,600

(65歳以上（配偶者は70歳未満）、一定の社会保険料が控除されるものとして計算)

## 老年者非課税の段階的廃止 (税額の3分の2を課税)

平成17年1月1日現在で65歳に達している、前年の合計所得が125万円以下の方については、平成19年度は、税額の3分の2の額が課税されます。  
なお、平成20年度からは全額が課税されることとなります。

### 納税額が変わるのは・・・

給与所得者	所得税	平成19年1月源泉徴収分から
	住民税	平成19年6月徴収分から
年金受給者	所得税	平成19年2月源泉徴収分から
	住民税	平成19年6月納付分から
事業所得者	所得税	平成20年2月～3月の確定申告時
	住民税	平成19年6月納付分から

ご不明な点は、お住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。  
住民税に関しまして、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。

群馬県・市町村